

平成 30 年 8 月 24 日

山梨県・静岡県・神奈川県三県合同による屋外広告物適正化 キャンペーンの出発式及び違反広告物の簡易除却等について

富士山周辺の屋外広告物を国際観光地にふさわしいものにするため、富士箱根伊豆交流圏における主要な道路を中心に、屋外広告物の適正な表示の普及啓発と改善に向けた三県一斉キャンペーンを実施します。

1 趣 旨

- 富士山世界文化遺産登録を機会に、その構成資産の周辺において集中的に屋外広告物の適正な表示の啓発活動を行なうことにより、地域住民の景観保全に対する意識の向上を図る。
- 山梨・静岡・神奈川の県境道路、及びその周辺において三県が同時期に違反広告物の是正指導と安全管理の普及啓発を行なうことにより、広域的に良好な景観形成を図る。

2 実施期間

平成 30 年 9 月 1 日（土）から平成 30 年 9 月 10 日（月）まで
富士北麓地区合同活動日 9 月 3 日（月）、4 日（火）、5 日（水）

3 主催者（山梨県）

山梨県（景観づくり推進室、富士・東部建設事務所吉田支所）
市町村（富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町）

4 作業内容

違反広告物の簡易除却および是正指導と屋外広告物適正化チラシと景観保全型規制地区チラシ等の配布による啓発活動（別添活動ルート図参照）

5 作業箇所（山梨県）

富士山世界遺産の構成資産周辺および国道 138 号ほか観光ルートの沿線
（構成資産：吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社、西湖、精進湖、本栖湖、河口浅間神社、富士御室浅間神社、旧外川家・小佐野家御師住宅、山中湖、河口湖、忍野八海、船津胎内樹型、吉田胎内樹型）

6 出発式

日 時 平成 30 年 9 月 3 日（月）午前 10 時から（約 20 分）

会 場 大池公園四阿前（南都留郡富士河口湖町船津）

※出発式終了後、河口湖北岸（河口地区）、国道 138 号道の駅なるさわ付近他において、違反広告物の簡易除却および是正指導とチラシ配布を実施。（午後 3:30 頃まで）

県土整備部 景観づくり推進室（直通）055-223-1325
課長補佐 櫻田（内線：7122） 姫野（内線：7123）

出発式会場 大池公園四阿前
(南都留郡富士河口湖町船津)

